

花き花木輸送体制構築事業（共同集荷拠点整備）実施要領

（目的）

第1条 2024年4月からの運送業界におけるトラックドライバーの労働時間に関する規制強化にともない、荷待ち時間の削減や荷役作業の効率化などに、花きも含めた様々な産業において取り組んでいくことが求められている。特に、鉢もの類（一部花木を含む）については、出荷品目により形や大きさなどが異なるため、品目に応じてトラックに棚を組み商品の積み込みを行うことや個別集荷が必要であり、ドライバーに大きな負担が掛かっていることから、現状の集出荷形態が続く場合には、今後の花き花木の輸送継続が困難となることが危惧される。

花き花木の輸送効率化のためには、複数生産者の出荷物を集約化していくことが必要であることから、花き花木の生産者グループ等が行う「共同集荷拠点」の整備にかかる取組を支援することで、持続可能な花き花木の輸送体制モデルを確立する。

（事業の内容）

第2条 持続可能な花き花木の輸送効率化にむけて行う共同集荷拠点の整備に係る経費であって、第4条の補助対象経費に規定するもののうち、必要かつ適当と認めるものについて、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号。以下「交付規則」という。）及び農林水産部関係補助金交付要綱（平成24年3月30日付け三重県公告第249号）及び農産園芸課関係補助金交付要領（以下「交付要領」という。）に基づき、予算の範囲内において補助する。

（事業実施主体）

第3条 この事業の実施主体は、県内で花き花木の生産を営む農業者で構成するグループまたは団体であって、以下の要件を全て満たす者とする。

- （1）農業者3名以上で構成するグループまたは団体であること。
- （2）グループまたは団体を構成する各農業者の経営面積が5アール以上であること
- （3）整備する設備の耐用年数期間以上、経営を継続する意思があること
- （4）花き花木輸送効率化計画を策定すること
- （5）下記の成果目標（※）を設定し、達成に向けて取り組むこと

※経営費に占める運送費の割合

共同集荷拠点の整備後における年間の経営費に占める運送費の割合を前年比で5%以上低減

（補助対象経費）

第4条 補助対象経費は、持続可能な花き花木の輸送効率化にむけて行う共同集荷拠点の整備に係る経費として、別表1に記載されたものとする。

- 2 補助金額は、事業に要する経費の2分の1以内とし、上限金額は別表1のとおりとする。なお、要望額が予算額を上回った場合、全ての申請者について補助率を一律に

減じて調整し、交付するものとする。

（国補助金との重複受給の禁止）

第5条 前条に規定する補助対象経費に対して、本補助金と重複して国補助金の交付を受けてはならない。市町による補助金を受ける場合においては、本補助金との総額が総事業費を超えないものとする。

（事業実施計画の提出）

第6条 事業実施主体は、事業実施計画書（別紙1）を作成し、管轄する農林水産（農政、農林）事務所を経由して、別記様式1により知事に提出するものとする。但し、事業実施主体の活動範囲又は構成員の所在が、複数の農林水産（農政、農林）事務所の管轄区域に及ぶ場合は、三重県農林水産部農産園芸課に別記様式1を提出するものとする。

（事業実施計画の審査）

第7条 知事は、前条により事業実施計画の提出があった場合には、速やかにこの内容を調査し、事業内容、目標の妥当性及び実現の可能性について審査をするものとする。
2 前項の審査により、適当と認められた事業実施計画について、予算の範囲内において採択をするものとする。

（採択の結果の通知）

第8条 知事は、別記様式2により前条2項の規定による採択結果を申請者に通知するものとする。

（計画の変更、中止又は廃止の承認）

第9条 前条の規定により採択の通知を受けた申請者は、次に掲げる事由が生じた場合、第6条の手續に準じて、変更（中止又は廃止）承認申請を別記様式3により知事に提出し、承認を得るものとする。

（1）補助対象経費の変更（30%以下の減額を除く。）

（2）事業内容の中止又は廃止

（計画の変更、中止又は廃止の承認の通知）

第10条 知事は別記様式2を準用し、前条による承認結果を事業実施主体に通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 補助金の交付を受けようとする事業実施主体は、知事が別に定める期日までに、交付要領第3条の規定に基づき補助金交付申請書（基本第1号様式）を提出し、交付規則第4条の規定による補助金等の交付決定（以下、「交付決定」という。）

を受けるとともに、交付決定の条件を遵守しなければならない。

- 2 知事は、事業実施主体から交付要領第 8 条の規定に基づく精算払請求書または概算払請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（事業の着手）

第 12 条 事業の着手は、交付決定後に行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事由により、交付決定前に着手する場合については、事業実施主体は、交付決定前着手届（別記様式 4）を知事に提出するものとする。

（事業実績報告書の提出）

第 13 条 事業実施主体は、実績報告書（別紙 1）を作成し、事業完了の日から 30 日以内または令和 9 年 3 月 25 日のいずれか早い日までに、別記様式 1 により知事に報告するものとする。

- 2 知事は、必要に応じて事業実施主体に対して、事業の実施状況について報告を求めることができるものとする。

（その他）

第 14 条 この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和 8 年 6 月 26 日から施行する。